

<昭和 56 年度研究プロジェクト報告>

研究課題Ⅱ 社会保障と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関する研究

所得税における「妻」の座の取り扱い

飯 野 靖 四

I はじめに

近年、既婚の女性（以下において「妻」と呼ぶ。ただしスウェーデンのように婚姻関係がなくとも実質的に同居しておればそれと同等の取り扱いが行われる国においては、「妻」のなかにそのような女性が含まれる）の就労機会が増えるにしたがって、妻の所得の取り扱いをめぐるさまざまな議論がたたかわされている。とはいっても、これはわが国での話ではない。福祉の先進国イギリスでの話である。

イギリスでは現在でも、原則として、妻の所得は夫の所得に合算され、夫に対して課税されるという方式がとられている。もっともこの方式は 1972 年 4 月以降改正されて、妻は希望すればその勤労所得について夫と分離して課税されることが認められるようになった。しかし大部分の妻は、分離課税を選択するほど所得が多くないので、結局、従来の方式にしたがって課税されている。

このような現行制度に対して、いろいろな方面、いろいろな角度からさまざまな批判が行われている。その最大の批判は「平等機会委員会 (Equal Opportunities Commission)」といったような女性の権利を守る諸組織によって行われているもので、現行制度は著しく女性を差別し、女性を男性の付属物としてしか扱っていないという批判である。イギリス政府はこのような批判にこたえて、1980 年 12 月 3 日に、結婚生活者に対する課税のあり方に関する「グリーン・ペーパー（緑書）」を発行し、活発な議論を呼びかけている。

この「グリーン・ペーパー」のなかにおいても、さまざまな改革案がとりあげられ検討されているが、どの改革案が良いかはそもそも租税制度に何を期待するかによって大きく異なる。したがってまず最初に、租税制度に何を期待するかについて論じてみよう。

II 租税原則

本来、租税は政府がいろいろな目的を遂行するために必要な資金を民間から強制的に調達する手段である。したがって租税は懲罰的に課せられるものであってはならないし、また報復的に課せられるものであってはならない。このような租税を徴収するためのシステム、すなわち租税制度は、いくつかの条件をみたしていることが期待される。そのような条件を租税原則と呼んでいる。現代の租税原則としては、(1)その租税制度が「公平」であること、(2)その租税制度ができるだけ民間の経済活動に対して「中立的」であること、(3)その租税制度が行政上単純簡素で徴税費がそれほど多くかからないこと、の 3 つをあげることができる。以下において、これら 3 つの原則についてそれぞれ簡単にみてみよう。

(1) 「公平」の原則

通常、課税における「公平」には、「水平的公平」と「垂直的公平」の 2 つがあるといわれている。「水平的公平」とは、等しい所得の人は、職業や男女の別を問わず、等しい額の租税が課せられるべきであるという原則である。「垂直的公平」

とは、より多くの所得の人は、より多くの租税が課せられるべきであるという原則である。

これらの原則は、一見したところきわめて単純明瞭な原則であるようにみえるが、実際にはそれほど単純ではない。たとえば「水平的公平」の原則にしたがうと「等しい所得の人に等しい額の課税を」ということになるが、たまたま独身生活者と結婚生活者の所得が等しい場合には、両者に等しく課税するのが公平であろうか。また子供のいない家庭と有子家庭の所得が等しかったら等しく課税するのが公平であろうか。通常、独身生活者よりも結婚生活者の方が生活費がかかり、また子供のいない家庭より有子家庭の方が生活費がかかると思われる。したがって「等しい所得」は、このような生活費を除いた所得額で定義されるべきであろう。このような生活費を除いた所得は、「経済余力」と呼ばれる。

課税がこの「経済余力」にしたがって行われるとしても、次の2つの点が考慮されなければならない。まず第1は、「経済余力」がどのような単位で測られた場合にもっとも公平の原則が保てるかという点である。もっと端的にいうと、課税の対象となる所得は、家庭単位で測った方が良いのか、あるいは個人単位で測った方が良いのかという問題である。もし家庭単位で測った方が良いならば、すべての家族の所得が合算されなければならない。そして家庭単位で測った方が良い場合に、課税の対象となる所得の大きさを、夫婦1人当たりの所得にしたがって求めた方が良いならば、夫婦の所得を合算し、それを2等分した所得が使われなければならない（たとえば西ドイツで行われている2分2乗法などがそれにあたる）。また課税の対象となる所得の大きさを、家族1人当たりの所得にしたがって求めた方が良いならば、家族全員の所得を合算し、それを家族数（ただし通常、子供は0.5人として扱われる）で割った所得が使われなければならない（たとえばフランスで行われている n 分 n 乗法などがそれにあたる）。他方、個人単位で測った方が良いならば、各個人ごとに所得が計算されなければならない。

もう1つは、「経済余力」を求める方法がいく

つかあるが、どの方法で求めた場合にもっとも公平の原則が保てるかという点である。たとえば配偶者に所得がない場合にはある場合より明らかに「経済余力」は劣ると考えられる。また扶養家族数が多い場合には少ない場合より明らかに「経済余力」は劣ると考えられる。このような「経済余力」の違いを調整する方法として、扶養家族数の多い家庭に、直接援助する方法（たとえば児童手当を支給する等）、種々の所得控除や税額控除（たとえば配偶者控除や児童扶養控除・老年者扶養控除等）を認める方法、2分2乗法や n 分 n 乗法を認める方法、あるいは扶養家族のある家庭とない家庭とで異なった税率を課するといった方法が考えられる。児童扶養のケースに関しては、近年、児童手当を支給して、代わりに児童扶養控除を廃止する国が多くなってきている。

（2）「中立性」の原則

前にも述べたように、租税は政府の活動のために民間経済から購買力を吸い上げるものであるから、大なり小なり民間経済に負担を負わせる。そのような負担は、租税が民間の経済活動に対して「中立的」であればあるほど、小さい。租税が民間の経済活動に対して「中立的」であるとは、特定の経済活動を差別的に扱わないということである。たとえばステレオに課税をして着物に課税をしないような物品税は、ステレオと着物を差別的に扱うから「中立的」ではない。それと比べると、ステレオと着物の両方に課せられ、しかも物品税と同額の税収が期待できる一般消費税の方が、はるかに「中立的」である。

同じように、妻が外に出て働くことを妨げたり、促進したりするような所得税も「中立的」ではない。ある人は、妻が外に出て働く（特に不況期に深刻であるが）、稼ぎ手たる男の仕事を奪うから、妻の所得に重い租税を課すべきであると主張する。またある人は、スウェーデンのように労働力の不足しているところでは、つまらない主婦業から女性を解放し外に出て働くインセンティブを課税面で与えるべきであると主張する。これらの主張が多くの人々の共感を得て政策的に是認された

としても、租税収入を得ることを目的とする租税制度においては、「中立的」ではないので好ましいとはいえない。このような観点からいえば、租税は妻が外に出て働くことに対して「中立的」でなければならない。

(3) 「徴税費最小」の原則

前にも述べたように、租税は政府の活動のために必要な資金を調達することを主目的とするものであるから、できるだけ調達のための費用（徴税費）をかけずに効率的に資金が調達できるものでなければならない。したがって行政上複雑な租税や脱税の容易な租税は好ましくない。

この原則からすれば、租税はあくまでも政府の活動のための資金を調達することが主目的であるから、「公平」性を維持するために租税収入額以上に徴税費のかかるような租税は制度として採用されえない。

現代の租税制度には、以上のような3つの租税原則がみたまわっていることが期待されている。しかし現実には、これら3つの原則が同時に完全にみたまわっているような租税制度はありえない。しばしば「公平」の原則は「中立性」の原則や「徴税費最小」の原則と相いれない。だからといって、いついかなるときにおいても「公平」の原則が最優先されるべきであるということはいえない。どの原則が最優先されるべきかは、時代や場所が異なれば異なる。そして租税制度の評価は、どの原則が最優先されるかによって異なる。

III 課税の単位と配偶者控除

前にも述べたように、「公平」な租税制度を実現するには「経済余力」にしたがって課税されることが必要であるが、「経済余力」は家庭ないし個人を単位として測ることが考えられる。家庭を単位として「経済余力」を測る場合には、次の点が考慮にいれられなければならない。

まず第1に、同じ所得水準の独身生活者と結婚生活者とを比べると、明らかに結婚生活者の方が多くの生活費を必要とし、したがって「経済余力」

は小さい。また同じ所得水準の結婚生活者同士を比べると、明らかに扶養家族数の多い方が多くの生活費を必要とし、したがって「経済余力」は小さい。

次に、同じ所得水準の独身生活者同士が結婚した場合には、生活費は規模の経済が働くので独身生活者の2倍にはならず、1.5~1.7倍程度になると考えられる。したがって独身生活者の「経済余力」は、そのような者同士が結婚した場合よりも小さい。

また同じ所得水準で、しかも同数の子供がいる結婚生活者の家庭同士を比べると、妻が外に出て働いている家庭の方が、育児に専念している家庭よりも「経済余力」は小さい。

これに対して、個人を単位として「経済余力」を測る場合には、どの程度まで各個人に人的控除、特に配偶者控除が認められるべきかが検討されなければならない。

完全に各個人を単位として課税が行われる場合には、原則として配偶者控除は認められえない。なぜなら所得のない配偶者は被扶養家族として扱われるのではなくて、単に所得がゼロの納税予定者として扱われるからである。

したがって個人を単位とする課税においては、所得のない配偶者（その大部分は妻である）の取り扱いが大きな問題となる。それは結局、所得のない配偶者（以下においては妻のケースについて考える）というものをどのように考えるかによって異なる。たとえば外に出て働かない妻を一種の「ぜいたく品」と考えるならば——たとえば、①生計を維持するために外に出て働かざるをえない妻からみると、家にいて働かない妻は「ぜいたく品」であるという議論や、②外に出て働く妻をもつ夫は家庭内で他の家庭のようなサービスを妻からあまりうけられないという不利益をしのんでいるということを考えると、家庭内にいる妻は「ぜいたく品」であるという議論など——配偶者控除は不必要である。

他方、外に出て働けない妻の大部分は、多かれ少なかれ育児と関係している。特に乳幼児をもつ妻の場合、そうである。つまり外に出て働けない

妻の大部分は、子供がいるために所得稼得能力を奪われているのである。したがって子供のある家庭とない家庭の間の公平を考えると、配偶者控除が必要であると考えられる。しかしこの議論をさらに推し進めてゆくと、「育児」に関係のない妻には配偶者控除は認められないということになる。つまり子供のいない家庭においてはもちろん、手のかからなくなった子供のいる家庭においても配偶者控除は認められないことになる。そしてもしこのように「育児」に関係のある妻のみに配偶者控除が認められるならば、税務行政はかなり複雑になって徴税費の上昇は免れえない。また配偶者控除が所得控除として行われるならば、所得控除による方法は分配政策上必ずしも好ましくない。したがって子供のある家庭とない家庭の間の公平を保つことを目的とする限り、配偶者控除による方法よりも児童手当による方法の方がすぐれている。

結局、完全に個人を単位とする所得税においては、配偶者控除を設ける理由は乏しい。わが国のように個人を単位とする課税方法を取りながら、所得のない妻に配偶者控除を認める方法は、そのときのみ家庭を単位とする課税方法に移行し、妻を子供達と同じ扶養家族として扱っているのである。

IV 2分2乗法と個人課税

次に、家庭を単位とする課税方法の1つである2分2乗法と、個人を単位とする課税方法の長所と短所について、簡単に検討してみよう。

2分2乗法とは、夫婦の所得を合算した後、それを2等分した所得額に対応する税額を求め、その額を2倍した額を課税額とする方法である。この方法によると、比例税の場合には個人を単位とする課税とまったく同じ税額になるが、累進税の場合には高額所得者ほど割安な税額になる。

2分2乗法によって課税が行われる場合には、その家庭の所得が夫のみによって稼得されようと、夫婦2人によって稼得されようと関係なく、所得の総額が等しければまったく同じに扱われるの

で、「中立的」である。しかし2分2乗法は夫婦の所得の合算を要求するので、夫婦間の所得に関するプライバシーが侵されるという問題をもっている。またもし、最初夫だけが働いている家庭において妻が働き始めると妻の所得は実質的に夫の高い限界税率に等しい税率で課税されることになるため、2分2乗法は妻が外へ働きに出るインセンティブを阻害する可能性もある。

また2分2乗法は結婚生活者を必要以上に有利に扱うと批判されている。前にも述べたように、結婚生活者の生活費は規模の経済が働くので独身生活者の生活費の1.5~1.7倍である。したがって結婚生活者の所得を2で割った所得額に対応する税額は、それだけの所得がある独身生活者用の税額であって、それを2倍しただけでは結婚生活者にあまりにも有利でありすぎるという批判である。そして2分2乗法は、厳しい累進税制度がとられている限り、高額所得のある結婚生活者ほど有利に扱うという問題点も指摘されている。

他方、個人を単位とする課税方法においては、原則として、妻の所得は夫の所得とはまったく別に扱われるので、合算課税のときのように妻が外へ出て働くインセンティブを阻害する効果は小さい。しかし個人を単位とする課税方法においては、いわゆる基礎控除、配偶者控除等の所得控除の取り扱いと、財産所得の取り扱いによって大きな問題が生じてくる。たとえば個人を単位とする課税方法において基礎控除だけしか認められていない場合には、夫婦共稼ぎの場合には2つの基礎控除が利用できるのに対して、夫のみが働いている場合には1つの基礎控除しか利用できないという不公平が生じる。したがって基礎控除のほかに所得のない妻のための配偶者控除が認められるならば、2つの家庭の間の公平は保たれるが、個人を単位とする課税方法から部分的に離れることになる。

また財産所得にも個人を単位とする課税方法がとられるならば、各個人は財産所得をうまく家族に分散させることによって租税負担を軽くすることができる。したがって財産所得に関する限り、家族全体の合算制による方法が望ましい。

V いろいろな租税制度の評価

C.N. Morris と N.A. Warren は, "Taxation of the Family" という論文のなかにおいて, 次の10種類の租税制度をとりあげ, それを8つの基準からそれぞれ評価している。まず10種類の租税制度について簡単に紹介しよう。

〔イギリスの現行制度〕

結婚生活者に関しては, 原則として, 妻の所得はすべて夫の所得に合算され, 夫に対して課税される。夫には結婚生活者用の基礎控除 (正確には「結婚男性控除 (Married man's allowance)」)。1979/80年度には1,815ポンドであった。これは独身生活者用の基礎控除 (Single person's allowance. 1979/80年度には1,165ポンドであった) の1.5倍強である。したがってこの結婚生活者用の基礎控除と独身生活者用の基礎控除の差額が配偶者控除の額にあたると考えることができる) が認められるほか, 勤労所得のある妻に対して「妻の勤労所得控除 (Wife's earned income allowance)」(独身生活者用の基礎控除の額に等しい) が認められる。

結婚生活者は, 「勤労所得についてだけであるが」, 希望すればそれぞれ別々に, 各個人ごとに課税されることができる。その場合には, 夫・妻とも独身生活者用の基礎控除だけが認められる。

従来, 児童扶養控除 (Child allowance) が認められていたが, 児童手当が導入されたので廃止された。

〔イギリス政府の改革案〕

イギリス政府は1980年12月3日のグリーン・ペーパーのなかにおいて, 次のような「現行制度の改革案」を推薦している。改革案によると, 結婚生活者は「すべての所得について」, 希望すればそれぞれ別々に, 各個人ごとに課税されることができるようになる。

この改革案が実施されると, 結婚生活者はそれぞれ財産所得 (イギリスでは主として「投資所得」と呼ばれているものがこれに該当する) を夫婦の間で分散させ, 租税負担を軽くすることができる。しかしこの恩恵をうけられる人は高所得階

層に属するごく一部の人達に限られ, 他方国の租税収入は若干の減収になる。

〔2分2乗法〕

結婚生活者の所得はすべて合算され, 独身生活者の基礎控除の2倍の額が基礎控除として認められる。基礎控除を引いた後の所得を2等分し, その所得額に対応する税額を求め, その額を2倍した額が課税額とされる。このような方法は西ドイツにおいて採用されている。またフランスにおいても, 夫婦のみならず家族全体をも含めた形で行われている (いわゆる n 分 n 乗法)。

前にも述べたように, 結婚生活者は生活費について規模の経済が働くので, このような方法のもとでは相対的に有利な取り扱いをうけることになる。しかしすべての所得が合算されるので, 財産所得を夫婦の間に分散しても何ら租税は軽減されない。また妻の所得に実質的に夫の高い限界税率が課せられることになるので, 妻が外へ出て働くインセンティブを阻害するかもしれない。

〔1.7分1.7乗法〕

前にも述べたように, 結婚生活者は生活費について規模の経済が働くので, 2分2乗法のもとではあまりにも有利に取り扱われすぎると思われる。したがって, 基礎控除を引いた後の所得を1.7で割り, その所得額に対応する税額を求め, その額を1.7倍した額が課税額とされる方法が考えられる。

〔制限された1.7分1.7乗法〕

前の1.7分1.7乗法においては, 結婚生活者には独身生活者の基礎控除の2倍の額が基礎控除として認められていたが, ここでは結婚生活者には限られた基礎控除しか認められない。すなわち夫には無条件に基礎控除が認められるが, 妻には勤労所得に対してのみ基礎控除が認められる。

〔完全な個人課税〕

すべての所得は各個人ごとに計算され, 各個人にそれぞれ独身生活者用の基礎控除が認められる。この制度のもとでは, 結婚生活者は財産所得を家族の間に分散させることによって租税負担を軽減させることができる。

〔個人課税 (ただし財産所得合算)〕

表 1 租 税 制 度 の 評 価

租 税 制 度	起 源	規 準								評 価	
		1	2	3	4	5	6	7	8		
イギリスの現行制度	イギリス	C 結婚は有利	A 低 い	D 不 公 平	C やや妨げる	D あ り	D 不 公 平	B かなり単純	現行制度		
イギリス政府の改革案		C 結婚は有利	C あ り	D 不 公 平	C やや妨げる	C かなりあり	D 不 公 平	C やや複雑	若干の減収	貨幣面では価値乏しい	
2 分 2 乗 法	(フランス) 西ドイツ	D 結婚は有利	A 低 い	A 公 平	D 妨 げ る	A な し	D 不 公 平	C やや複雑	若干の増収		
1.7 分 1.7 乗 法		C 結婚は不利	A 低 い	A 公 平	D 妨 げ る	A な し	C やや不公平	D 複 雑	かなりの増収		
制限された 1.7 分 1.7 乗 法	アメリカ	B 結婚は有利	A 低 い	C 不 公 平	A 良 い	A な し	B かなり公平	D 複 雑	大幅増収	考慮の価値有	
完全な個人課税		B 結婚は有利	D あ り	D 不 公 平	A 良 い	A な し	D 不 公 平	A 単 純	大幅増収	考慮の価値有	
個人課税 (ただし財産所得 合算)	スウェーデン	A 中 立 的	A 低 い	C 不 公 平	A 良 い	A な し	C やや不公平	B かなり単純	大幅増収	価値有	
および	配偶者控除	(日 本)	C 結婚は有利	C あ り	B やや公平	C やや妨げる	A な し	B かなり公平	C やや複雑	0	
	主婦手当		C 結婚は有利	C あ り	B やや公平	C やや妨げる	A な し	B かなり公平	D 複 雑	0	
	児童手当		A 中 立 的	A 低 い	B やや公平	A 良 い	A な し	B かなり公平	B かなり単純	0	最 善

(注) 規準 1; 結婚に対する中立性

" 2; 脱税・節税の可能性

" 3; 同所得水準の家庭間の公平

" 4; 労働に対するインセンティブ

" 5; 性差別

" 6; 各グループ間の分配上の公平

" 7; 税務行政の単純性

" 8; 租税収入の増減

それぞれの規準に対して、Aが最善。つづいてB, C, D。

(資料) C. N. Morris and N.A. Warren, "Taxation of the Family", *Fiscal Studies*, May, 1981 をもとにして作成。

勤労所得については個人課税が行われるが、財産所得については所得の最も多い人に合算される。その結果、財産所得を分散させることによる租税負担の軽減は阻止され、若干の租税収入の増加が見込まれる。

完全に個人を単位とする課税が行われるならば、当然に「結婚生活者用の基礎控除」は廃止される。しかし「結婚生活者用の基礎控除」が廃止されるだけだと、所得のない妻のいる家庭が不当に冷遇されることになる。したがって「結婚生活者用の基礎控除」を廃止することによって得られる租税収入をもって、次の3つの措置をとることが考えられる。

〔配偶者控除〕

所得のない妻に対して配偶者控除が認められる。

〔主婦手当〕

所得のない主婦に対して主婦手当が支払われる。

〔児童手当〕

現在支給されている児童手当が増額して支給される。

以上、10種類の租税制度についてみたので、今度は8つの基準についてみてみよう。8つの基準は次のとおりである。

1. 租税制度は結婚すべきか否かということに対して影響を与えるべきではない（つまり「結婚に対する中立性」が保たれていなければならない）。
2. 所得を家族に分散させることによって租税負担が軽減されるようなことがあってはならない（つまり「脱税・節税の可能性」が小さく

なければならない)。

3. 同じ所得水準の家庭の間に公平が保たれていなければならない(つまり「同所得水準の家庭間の公平」が保たれていなければならない)。
4. 個人の労働に対するインセンティブを阻害するものであってはならない。したがってある一定の租税収入が確保され、かつ公平が保たれる限り、限界税率はできるだけ低くなければならない(つまり「労働に対するインセンティブ」を阻害してはならない)。
5. すべての性による差別は除去されなければならない(つまり「性差別」はあってはならない)。
6. いろいろなグループの間に分配上公平が保たれなければならない(つまり「各グループ間の分配上の公平」が保たれなければならない)。

7. 税務行政は簡単で、しかも徴税費はできるだけ小さくなければならない(つまり「税務行政の単純性」が保たれていなければならない)。

8. 現行制度と比べたときの「租税収入の増減」。

以上の基準にもとづいて、10種類の租税制度を評価した結果が表1に示されている。評価のうち、その基準にもっともかなっているものがA、もっともかなっていないものがDである。

Morris と Warren は結局、原則として個人を単位とする課税を支持するが、財産所得に関しては所得の分散によって租税の回避ができないように家庭を単位とする課税を支持する。そしてこうした制度が、子供のために所得のない妻のいる家庭を不利に扱わないように、さらに児童手当の増額を提案している。

表2 性別による所得階層別分布 (イギリス, 1977~78年度)

勤 労 所 得* (ポンド)	合 計		女 性						男 性		
			結 婚 生 活 者			そ の 他					
	千 人	(1)	千 人	(1)	(2)	千 人	(1)	(2)	千 人	(1)	(2)
～ 810	3,020	11.9	1,470	23.5	48.7	619	17.2	20.5	931	6.0	30.8
810～ 1,000	919	3.6	481	7.7	52.3	181	5.0	19.7	257	1.6	28.0
1,000～ 1,500	2,370	9.3	1,120	17.9	47.3	515	14.3	21.7	735	4.7	31.0
1,500～ 2,000	2,440	9.6	868	13.9	35.6	661	18.4	27.1	908	5.8	37.2
2,000～ 2,500	2,740	10.8	753	12.0	27.5	670	18.7	24.5	1,310	8.4	47.8
2,500～ 3,000	3,080	12.1	704	11.3	22.9	443	12.3	14.4	1,930	12.4	62.7
3,000～ 3,500	2,860	11.3	403	6.4	14.1	191	5.3	6.7	2,260	14.5	79.0
3,500～ 4,000	2,470	9.7	202	3.2	8.2	128	3.6	5.2	2,140	13.7	86.6
4,000～ 4,500	1,830	7.2	110	1.8	6.0	63	1.8	3.4	1,650	10.6	90.2
4,500～ 5,000	1,190	4.7	45	0.7	3.8	46	1.3	3.9	1,100	7.1	92.4
5,000～ 6,000	1,290	5.1	56	0.9	4.3	35	1.0	2.7	1,200	7.7	93.0
6,000～ 7,000	544	2.1	14	0.2	2.6	21	0.6	3.9	509	3.3	93.6
7,000～ 8,000	269	1.1	8	0.1	3.0	6	0.2	2.2	255	1.6	94.8
8,000～10,000	226	0.9	4	0.1	1.8	5	0.1	2.2	217	1.4	96.0
10,000～12,000	89	0.4	2	0.0	2.2	1	0.0	1.1	87	0.6	97.8
12,000～15,000	54	0.2	1	0.0	1.9	1	0.0	1.9	53	0.3	98.1
15,000～20,000	28	0.1	—	—	—	2	0.1	7.1	26	0.2	92.9
20,000～	18	0.1	—	—	—	—	—	—	18	0.1	100.0
合 計	25,400	100.0	6,250	100.0	24.6	3,590	100.0	14.1	15,600	100.0	61.4

(注) * 総所得のうち、勤労所得の占める割合は1977~78年度には、81.1% (そのうち妻の勤労所得は12.2%である) であった。そのほか投資所得が5.4%、年金所得が6.7%を占めている。

1. それぞれの納税者総数のなかに占める割合である (単位: %)。

2. それぞれの所得階層のなかに占める割合である (単位: %)。

(資料) The Survey of Personal Incomes 1977-78 (HMSO) にもとづいて作成。

表 3 性別による所得階層別分布 (スウェーデン, 1977年)

総所得* (千 Kr)	合 計		女 性			男 性		
	人	(1)	人	(1)	(2)	人	(1)	(2)
～ 5	245,623	4.0	185,910	6.3	75.7	59,713	1.9	24.3
5～ 10	301,263	5.0	210,525	7.1	69.9	90,738	2.9	30.1
10～ 15	530,048	8.7	387,307	13.1	73.1	142,741	4.6	26.9
15～ 20	547,320	9.0	342,811	11.6	62.6	204,509	6.5	37.4
20～ 25	423,968	7.0	257,379	8.7	60.7	166,589	5.3	39.3
25～ 30	397,751	6.5	264,373	9.0	66.5	133,378	4.3	33.5
30～ 35	382,849	6.3	225,590	7.7	58.9	157,259	5.0	41.1
35～ 40	347,545	5.7	209,221	7.1	60.2	138,324	4.4	39.8
40～ 45	365,337	6.0	202,756	6.9	55.5	162,581	5.2	44.5
45～ 50	420,513	6.9	189,278	6.4	45.0	231,235	7.4	55.0
50～ 60	827,141	13.6	261,281	8.9	31.6	565,860	18.1	68.4
60～ 70	524,017	8.6	112,578	3.8	21.5	411,439	13.1	78.5
70～ 80	285,412	4.7	45,724	1.6	16.0	239,688	7.7	84.0
80～ 90	157,843	2.6	24,079	0.8	15.3	133,764	4.3	84.7
90～ 100	104,384	1.7	10,700	0.4	10.3	93,684	3.0	89.7
100～ 150	165,211	2.7	13,351	0.5	8.1	151,860	4.8	91.9
150～ 200	33,525	0.6	2,671	0.1	8.0	30,854	1.0	92.0
200～ 500	17,578	0.3	1,188	0.0	6.8	16,390	0.5	93.2
500～ 1000	694	0.0	33	0.0	4.8	661	0.0	95.2
1000～	155	0.0	15	0.0	9.7	140	0.0	90.3
合 計	6,078,177	100.0	2,946,770	100.0	48.5	3,131,407	100.0	51.5

(注) * 総所得は、種々の控除を差し引く前の所得である。

1. それぞれの納税者総数のなかに占める割合である (単位: %)。

2. それぞれの所得階層のなかに占める割合である (単位: %)。

(資料) Rikss revisionsverkets taxeringsstatistiska undersökning taxeringsåret 1978 (SOS) より作成。

VI 実際の状態

今まで「妻」の座の取り扱いについて、純粋に理論的にみてきたので、今度は実際にどのように取り扱われているかについてみてみよう。

表2, 表3, 表4はそれぞれ、イギリス, スウェーデン, 日本の男性労働者と女性労働者の所得階層別分布を示したものである。資料の制約もあって、イギリスを除いては、妻だけの所得階層別分布を示すことができないので、女性労働者の所得階層別分布からそれを類推するしか方法がない。

これらの表をみてもわかるように、女性労働者の所得は男性労働者の所得と比べて、はるかに低いところに分布している。この傾向は、男女平等化が進み女性の就業率がきわめて高い (あるいは女性の就業者が全就業者のほぼ半数を占める) スウェーデンにおいてもあてはまる。このことは、

所得税における「妻」の座の取り扱い以前の問題を提起するが、ここではその問題にはふれない。しかしこのように総じて女性労働者の所得が低いということは、男女平等の美名のもとに均等課税することが必ずしも真の公平につながらないということを示している。

このような妻のおかれた状態をふまえて、実際に妻がどのように扱われているかについてみてみよう。表5は主要先進諸国のなかから代表的な6ヵ国 (アメリカ, イギリス, フランス, 西ドイツ, 日本, スウェーデン) を選び出し、それらの国における基礎控除, 配偶者控除, 児童扶養控除の方法を示したものである。本来は6ヵ国それぞれの租税制度についてもう少し詳しく説明すべきであるが、紙幅と時間の関係でここでは省略させていただきたい。

表6は、このような控除の方法のもとにおいて、平均的な賃金およびその2倍の賃金を稼ぐ男性労

表4 性別による所得階層別分布 (日本, 1980年)

給与所得* (万円)	合 計		女 性			男 性		
	人	(1)	人	(1)	(2)	人	(1)	(2)
～ 100	2,666,788	8.0	2,026,920	18.1	76.0	639,868	2.9	24.0
100～ 150	3,856,222	11.6	2,925,390	26.7	75.9	930,832	4.2	24.1
150～ 200	4,788,052	14.4	2,794,939	25.5	58.4	1,993,113	8.9	41.6
200～ 250	4,772,811	14.3	1,583,040	14.4	33.2	3,189,771	14.2	66.8
250～ 300	4,229,644	12.7	739,874	6.8	17.5	3,489,770	15.6	82.5
300～ 400	6,287,640	18.8	538,182	4.9	8.6	5,749,458	25.7	91.4
400～ 500	3,330,457	10.0	184,057	1.7	5.5	3,146,400	14.0	94.5
500～ 800	2,697,249	8.1	131,209	1.2	4.9	2,566,040	11.5	95.1
800～1,000	450,928	1.4	19,410	0.2	4.3	431,518	1.9	95.7
1,000～1,500	220,629	0.7	12,398	0.1	5.6	208,231	0.9	94.4
1,500～2,000	39,312	0.1	2,337	0.0	5.9	36,975	0.2	94.1
2,000～	21,699	0.1	986	0.0	4.5	20,713	0.1	95.5
合 計	33,361,431	100.0	10,958,743	100.0	32.8	22,402,688	100.0	67.2

(注) * 1年を通じて勤務した給与所得者の給与所得額で、その平均給与295万円 (男性352万円, 女性177万円) である。

1. それぞれの給与所得者総数のなかに占める割合である (単位: %)。

2. それぞれの所得階層のなかに占める割合である (単位: %)。

(資料) 「税務統計から見た民間給与の実態 (国税庁総務課編)」にもとづいて作成。

表5 主要先進諸国の所得税における控除 (1978年)

1. 基礎控除

所得額に関係 のない定額の 所得控除	所得額に比例 的な所得控除	税 額 控 除	最初の階層の 所得額に對し てゼロの税率 を適用する
西ドイツ スウェーデン イギリス アメリカ (日本)	フランス	スウェーデン	フランス 西ドイツ

2. 配偶者控除

2分2乗法	n分n乗法	独身者と異 なった税率 を課する	所得額に関 係のない定 額の所得控 除	税額控除
西ドイツ (アメリカ)	フランス	アメリカ	日本 イギリス (アメリカ)	スウェー デン

3. 児童扶養控除

n分n乗法	所得額に関係のない 定額の所得控除	税 額 控 除
フランス	日本 スウェーデン (イギリス1979年廃止) アメリカ	ノルウェーなど

(注) ()は原資料にあげてないもの、あるいは原資料から削除すべきもの。

(資料) The tax/benefit position of selected income groups in OECD member countries 1974-78 (OECD) にもとづいて作成。

働者が独身で生活する場合と結婚して生活する場合の平均税率を示したもの (資料上の制約により、1978年についてのもの) である。表6をみてもわかるように、

(1) 日本、スウェーデン、イギリスのように所得控除や税額控除等の控除主義をとっている国においては、独身生活者と結婚生活者Ⅰ (妻に所得がない結婚生活者) の間には租税負担率の差はそれほどないが、西ドイツやフランスのように2分2乗法やn分n乗法をとっている国およびアメリカのように両者に異なった税率を課している国においては、その差はかなり大きい。この傾向は、所得がどの水準にあってもあてはまり、特に高所得階層において顕著である。

(2) しかし独身生活者と結婚生活者Ⅰとの間にそれほど租税負担率の差がなかった日本、スウェーデン、イギリスにおいても、独身生活者と結婚生活者Ⅱ (妻に所得がある結婚生活者) の間には大きな差が存在する。特に妻が夫と同じ額の所得を稼ぐ場合には、独身生活者が1人で結婚生活者Ⅱと同じ額だけ稼ぐ場合と比較して、かなり低い租税負担率になる。これは妻が所得を稼いだ場合、個人を単位として所得税が課せられるからである。

(3) 以上の傾向 (上述の(1)および(2)) は、結婚

表 6 主要先進諸国の平均税率* (1978年)

(単位: 所得の項を除いて, %)

国 名	所 得	独 身 生活者	結 婚 生 活 者 I		結 婚 生 活 者 II		2 人 の 有 子 家 庭 I		2 人 の 有 子 家 庭 II	
		(1)	(1)	(1)-(2)	(3)	(1)-(3)	(4)	(1)-(4)	(5)	(1)-(5)
フ ラ ン ス	1A 41,760	9	3	6	5	4	1	8	2	7
	2A 83,520	17	9	8	9	8	6	11	5	12
西 ド イ ツ	1A 29,568	18	11	7	12	6	10	8	12	6
	2A 59,136	30	19	11	18	12	18	12	17	13
日 本	1A 3,385,400	11	9	2	9	2	5	6	6	5
	2A 6,770,800	18	17	1	11	7	14	4	9	9
スウェーデン	1A 57,500	36	33	3	32	4	33	3	31	5
	2A 115,000	55	53	2	36	19	53	2	35	20
イ ギ リ ス	1A 4,379	24	20	4	17	7	19	5	16	8
	2A 8,758	29	27	2	22	7	26	3	21	8
ア メ リ カ	1A 12,941	19	15	4	18	1	12	7	14	5
	2A 25,882	30	23	7	23	7	21	9	20	10

(注) 1A: 製造業で働く男性労働者の平均賃金額 (各国の通貨単位で表示)

2A: 1Aの2倍の賃金額

結婚生活者 I: 妻に所得がない結婚生活者

結婚生活者 II: 妻に所得がある結婚生活者。その場合、所得が

1Aは夫1A+妻1/3A } を意味する。

2Aは夫1A+妻1A }

2人の有子家庭 I: 妻に所得がない有子家庭

2人の有子家庭 II: 妻に所得がある有子家庭。その場合、所得が

1Aは夫1A+妻1/3A } を意味する。

2Aは夫1A+妻1A }

* 税額を総所得で割ったもの。

(資料) The tax/benefit position of selected income groups in OECD member countries 1974-78 (OECD) にもとづいて作成。

表 7 主要先進諸国の平均的労働者の所得税負担 (1979年)

	フ ラ ン ス		西 ド イ ツ		日 本		スウェーデン		イ ギ リ ス		ア メ リ カ	
	独身生 活者	*** 有子家 庭	独身生 活者	*** 有子家 庭	独身生活者	*** 有子家庭	独身生 活者	*** 有子家 庭	独身生 活者	*** 有子家 庭	独身生 活者	*** 有子家 庭
1. 平均総所得*	44,194	44,194	31,690	31,690	3,575,400	3,575,400	64,000	64,000	5,013	5,013	13,921	13,921
2. 所得控除	16,186	16,186	6,540	9,325	1,606,588	2,476,588	4,600	4,600	1,165	1,815	3,300	7,400
うち基礎控除	10,892	10,892	1,444	1,444	1,455,080	1,455,080	4,500	4,500	1,165	1,815	3,300	5,400
配偶者控除	—	—	—	—	—	290,000	—	—	—	—	—	—
児童扶養控除	—	—	—	—	—	580,000	—	—	—	—	—	—
社会保険料控除	5,294	5,294	3,150	5,430	151,508	151,508	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	1,946	2,451	—	—	100	100	—	—	—	2,000
3. 課税所得	28,008	28,008	25,150	22,365	1,968,812	1,098,812	59,400	59,400	3,848	3,198	10,621	6,521
4. 所得税額**	3,596	0	5,381	3,286	(243,009) 399,778	(119,857) 206,450	(6,750) 23,988	(6,750) 23,988	1,117	922	(2,066) 2,872	(1,049) 1,614
5. 税額控除	—	—	—	—	—	—	560	2,360	—	—	—	—
6. 課税額	3,596	0	5,381	3,286	(243,009) 399,778	(119,857) 206,450	(6,190) 23,428	(4,390) 21,628	1,117	922	(2,066) 2,872	(1,049) 1,614
7. 平均税率 (6/1)	8.14	0	17.0	10.4	(6.8) 11.2	(3.4) 5.8	(9.7) 36.6	(6.9) 33.8	22.3	18.4	(14.8) 20.6	(7.5) 11.6

(注) * 製造業で働く男性労働者の平均年・総所得額 (各国の通貨単位で表示)

** 国および地方の所得税を含む。()は国の所得税のみの場合。

*** ここでは有子家庭とは「2人の子供がいて、妻に所得がない家庭」を意味する。

(資料) The 1979 tax/benefit position of a typical worker in OECD member countries (OECD) にもとづいて作成。

表 8 独身生活者の平均税率 (イギリス, 1977~78年度)

勤 労 所 得	人 員 千 人	所得金額 百万ポンド	税 額 百万ポンド	平均税率 %
810ポンド以上	504	460	2	0.4
1,000 "	1,520	1,894	110	5.8
1,500 "	1,536	2,690	370	13.8
2,000 "	1,635	3,660	661	18.1
2,500 "	1,340	3,670	765	20.8
3,000 "	990	3,200	726	22.6
3,500 "	666	2,484	592	23.8
4,000 "	395	1,666	415	24.9
4,500 "	251	1,188	302	25.4
5,000 "	271	1,462	392	26.8
6,000 "	131	837	233	27.8
7,000 "	69	513	151	29.4
8,000 "	56	493	156	31.6
10,000 "	26	281	100	35.6
12,000 "	17	227	90	39.6
15,000 "	12	198	87	43.9
20,000 "	13	412	265	64.3
全 体	9,430	25,300	5,420	21.4

(資料) The Survey of Personal Incomes 1977-78 (HMSO) に
もとづいて作成。

表 10 結婚生活者 (全体) の平均税率
(イギリス, 1977~78年度)

勤 労 所 得	人 員 千 人	所得金額 百万ポンド	税 額 百万ポンド	平均税率 %
810ポンド以上	69	63	—	0.3
1,000 "	319	410	2	0.5
1,500 "	618	1,080	13	1.2
2,000 "	778	1,750	86	4.9
2,500 "	928	2,560	238	9.3
3,000 "	1,110	3,600	437	12.2
3,500 "	1,240	4,640	676	14.6
4,000 "	1,330	5,630	920	16.3
4,500 "	1,310	6,210	1,060	17.0
5,000 "	2,110	11,600	2,110	18.2
6,000 "	1,350	8,700	1,720	19.8
7,000 "	744	5,550	1,180	21.2
8,000 "	664	5,870	1,360	23.2
10,000 "	242	2,630	697	26.5
12,000 "	146	1,940	587	30.3
15,000 "	93	1,590	578	36.3
20,000 "	73	2,120	1,090	51.3
全 体	13,100	65,900	12,700	19.3

(資料) The Survey of Personal Incomes 1977-78 (HMSO) に
もとづいて作成。

表 9 結婚生活者 (妻に所得がない場合) の平均税率
(イギリス, 1977~78年度)

勤 労 所 得	人 員 千 人	所得金額 百万ポンド	税 額 百万ポンド	平均税率 %
810ポンド以上	46	42	—	0.3
1,000 "	219	283	2	0.6
1,500 "	463	806	12	1.4
2,000 "	540	1,220	78	6.4
2,500 "	624	1,730	204	11.8
3,000 "	703	2,290	332	14.5
3,500 "	726	2,720	464	17.0
4,000 "	701	2,980	562	18.9
4,500 "	502	2,380	476	20.0
5,000 "	603	3,280	690	21.1
6,000 "	285	1,830	416	22.7
7,000 "	162	1,200	286	23.7
8,000 "	169	1,500	388	25.9
10,000 "	79	859	256	29.7
12,000 "	52	697	238	34.1
15,000 "	34	586	241	41.1
20,000 "	31	965	541	56.1
全 体	5,940	25,400	5,190	20.5

(資料) The Survey of Personal Incomes 1977-78 (HMSO) に
もとづいて作成。

表 11 独身生活者と結婚生活者の平均税率の相違
(イギリス, 1977~78年度)

勤 労 所 得	独身生活者の 平均税率 (1)	結婚生活者 (妻 に所得がない場 合)		結婚生活者 (全体)	
		平均税率 (2)	(1)-(2)	平均税率 (3)	(1)-(3)
810ポンド以上	0.4	0.3	0.1	0.3	0.1
1,000 "	5.8	0.6	5.2	0.5	5.3
1,500 "	13.8	1.4	12.4	1.2	12.6
2,000 "	18.1	6.4	11.7	4.9	13.2
2,500 "	20.8	11.8	9.0	9.3	11.5
3,000 "	22.6	14.5	8.1	12.2	10.4
3,500 "	23.8	17.0	6.8	14.6	9.2
4,000 "	24.9	18.9	6.0	16.3	8.6
4,500 "	25.4	20.0	5.4	17.0	8.4
5,000 "	26.8	21.1	5.7	18.2	8.6
6,000 "	27.8	22.7	5.1	19.8	8.0
7,000 "	29.4	23.7	5.7	21.2	8.2
8,000 "	31.6	25.9	5.7	23.2	8.4
10,000 "	35.6	29.7	5.9	26.5	9.1
12,000 "	39.6	34.1	5.5	30.3	9.3
15,000 "	43.9	41.1	2.8	36.3	7.6
20,000 "	64.3	56.1	8.2	51.3	13.0
全 体	21.4	20.5	0.9	19.3	2.1

生活者に子供がいる場合も保たれ、いくぶん強められる。

表7は、平均的な所得を稼得する独身生活者と標準家庭生活者（妻と子供2人がある家庭。ただしここでは妻に所得がない場合が想定されている）の所得税負担額がどのようなプロセスで決められてゆくかを、表6と同じ6ヵ国について示した（ただしここでは1979年の所得税について示されている）ものである。表7をみてもわかるように、所得税制度の違いがそれぞれのプロセスを通じて独身生活者と標準家庭生活者（表7においては有子家庭と表示されている）の所得税負担額の違いに影響を与えている（表5における控除の解釈と表7におけるそれとの間に若干相違があるが、ここでは問題にしない）。

表6と表7では、平均的な所得を稼得する独身生活者と結婚生活者がどれくらいの所得税負担を負わされているかを、さまざまな租税制度をもつ主要先進6ヵ国についてみてみたが、今度はすべての所得階層について、独身生活者と結婚生活者がどれくらいの所得税負担を負わされているかをみてみよう。ただし今度は対象とする国は、資料の都合もあってイギリス、日本、スウェーデンの3ヵ国である。

表5をみてもわかるように、イギリスと日本で

は配偶者控除も児童扶養控除もともに所得控除である（イギリスでは1979/80年度から児童扶養控除が廃止されたが、資料の対象となっている1977/78年度には存在した。またイギリスには配偶者控除というものが存在しないが、結婚生活者用の基礎控除と独身生活者用の基礎控除の差額を配偶者控除と考えることができる。なおイギリスでは

表12 配偶者控除のない給与所得者の平均税率
(日本, 1978年)

給与所得	納税者 (n) 人	給与額 (S) 百万円	税額(T) 百万円	平均税率 (T/S) %
100万円以下	723,417	667,131	6,249	0.9
150 "	3,852,418	4,889,960	132,490	2.7
200 "	4,198,410	7,331,656	263,106	3.6
250 "	3,152,036	7,041,116	287,590	4.1
300 "	1,870,342	5,113,526	221,956	4.3
400 "	1,577,250	5,388,008	262,152	4.9
500 "	558,956	2,477,620	151,482	6.1
800 "	407,569	2,473,667	209,123	8.5
1,000 "	59,153	526,305	65,244	12.4
1,500 "	14,805	179,979	33,641	18.7
2,000 "	6,248	108,117	27,698	25.6
2,000万円超	3,048	82,257	27,654	33.6
全 体	16,423,652	36,279,344	1,688,385	4.7

(注) 給与額が1,000万円を超える納税者については、統計上の制約により、扶養控除対象者が0人の納税者のみを、この表に載せた。

(資料) 「税務統計から見た民間給与の実態 (国税庁総務課編)」にもとづいて作成。

表13 配偶者控除のある給与所得者の平均税率 (日本, 1978年)

給与所得	納税者(n) 人	給与額(S) 百万円	税額(T) 百万円	$v = \frac{T}{S}$ %	$Q = S$ $-0.29n$	$w = \frac{T}{Q}$	$w - v$
100万円以下	—	—	—	—	—	—	—
150 "	119,655	161,593	1,448	0.9	126,893	1.1	0.2
200 "	526,765	946,443	12,828	1.4	793,681	1.6	0.2
250 "	1,435,983	3,285,049	52,107	1.6	2,868,614	1.8	0.2
300 "	2,144,070	5,912,409	115,408	2.0	5,290,629	2.2	0.2
400 "	3,456,179	11,954,526	342,068	2.9	10,952,234	3.1	0.2
500 "	1,601,286	7,092,559	304,337	4.3	6,628,186	4.6	0.3
800 "	1,280,286	7,768,055	524,367	6.8	7,396,772	7.1	0.3
1,000 "	165,004	1,447,963	156,450	10.8	1,450,112	11.2	0.4
1,500 "	113,779	1,329,251	208,863	15.7	1,296,255	16.1	0.4
2,000 "	21,521	364,577	82,528	22.6	358,336	23.0	0.4
2,000万円超	8,363	217,975	67,052	30.8	215,550	31.1	0.3
全 体	10,872,891	40,480,399	1,867,455	4.6	37,327,260	5.0	0.4

(注) 給与額が1,000万円を超える納税者については、統計上の制約により、扶養控除対象者が1人以上ある納税者を、すべてこの表に加えた。

(資料) 「税務統計から見た民間給与の実態 (国税庁総務課編)」にもとづいて作成。

このほかに、妻の勤労所得控除も認められているが、個人を単位とする課税を選択した場合には夫・妻ともに独身者用の基礎控除だけが認められる)。これに対してスウェーデンでは配偶者控除は配偶者に所得がない場合にのみ認められている(税額控除)が、児童扶養控除は原則として存在しない(しかし実際には「勤労所得控除」(所得控除)という形で、それに類似のものが存在する)。

まずイギリスについてみてみよう(対象となる年は1977/78年度である)。表8、表9、表10はそれぞれ、独身生活者、結婚生活者(妻に所得がない場合)、結婚生活者(全体)の勤労所得の分布と各所得階層の平均税率(税額を総所得つまり諸控除を差し引く前の課税所得で割ったもの)を示したものである。表11は、それらの表の平均税率を比較したものである。表11をみてもわかるように、独身生活者と結婚生活者の平均税率の差は、低所得階層と高所得階層において著しい。これは

表 14 配偶者控除のある納税者となない納税者の平均税率の相違(日本, 1978年)

給 与 所 得	配偶者控除のない納税者の平均税率 (1)	配偶者控除のある納税者の平均税率			
		(2)	(1)-(2)	(3)	(1)-(3)
100万円以下	0.9	—	—	—	—
150 "	2.7	1.1	1.6	0.9	1.8
200 "	3.6	1.6	2.0	1.4	2.2
250 "	4.1	1.8	2.3	1.6	2.5
300 "	4.3	2.2	2.1	2.0	2.3
400 "	4.9	3.1	1.8	2.9	2.0
500 "	6.1	4.6	1.5	4.3	1.8
800 "	8.5	7.1	1.4	6.8	1.7
1,000 "	12.4	11.2	1.2	10.8	1.6
1,500 "	18.7	16.1	2.6	15.7	3.0
2,000 "	25.6	23.0	2.6	22.6	3.0
2,000万円超	33.6	31.1	2.5	30.8	2.8
全 体	4.7	5.0	-0.3	4.6	0.1

(注) (2): 表13のwである。

(3): 表13のvである。

表 15 全申告者の平均税率(スウェーデン, 1977年)

総 所 得	人 員 人	所 得 金 額 百万クロノール	税 額 百万クロノール	平 均 税 率 %	税 額 控 除 百万クロノール	低くなった平均税率の大きさ %
5,000クロノール以下	245,623	399	12	3.0	2	0.5
10,000 "	301,263	2,286	117	5.1	3	0.1
15,000 "	530,048	6,731	426	6.3	17	0.3
20,000 "	547,320	9,515	1,119	11.8	29	0.3
25,000 "	423,968	9,489	1,675	17.7	35	0.4
30,000 "	397,751	10,911	2,305	21.1	38	0.3
35,000 "	382,849	12,438	2,862	23.0	46	0.4
40,000 "	347,545	13,032	3,288	25.2	55	0.4
45,000 "	365,337	15,531	4,205	27.1	61	0.4
50,000 "	420,513	20,002	5,736	28.7	96	0.5
60,000 "	827,141	45,300	14,004	30.9	178	0.4
70,000 "	524,017	33,841	11,341	33.5	119	0.4
80,000 "	285,412	21,276	7,410	34.8	71	0.3
90,000 "	157,843	13,340	4,846	36.3	42	0.3
100,000 "	104,384	9,866	3,739	37.9	31	0.3
150,000 "	165,211	19,430	8,261	42.5	50	0.3
200,000 "	33,525	5,710	2,839	49.7	11	0.2
500,000 "	17,578	4,611	2,528	54.8	7	0.2
1,000,000 "	694	446	282	63.2	0	0.0
1,000,000クロノール超	155	294	176	59.9	0	0.0
全 体	6,078,177	254,448	77,170	30.3	891	0.4

(資料) Riksrevisionsverkets taxeringsstatistiska undersökning taxeringsåret 1978 (SOS) より作成。

低所得階層においては配偶者控除（結婚生活者用の基礎控除マイナス独身生活者用の基礎控除）の果たす役割が大きいが、高所得階層においては他の控除が大きな役割を果たしていると考えられる。

次に日本についてみてみよう（対象となる年は1978年（昭和53年）である）。表12、表13はそれぞれ、配偶者控除のない給与所得者、配偶者控除のある給与所得者の所得分布と各所得階層の平均税率を示したものである。表13において、 v は平均税率であるが w は配偶者控除の影響を取り除いた場合の平均税率である。表14は、それらの表の平均税率を比較したものである。表14においても、イギリス（表11）とまったく同じことがみてとれる。

最後にスウェーデンについてみてみよう（対象となる年は1977年である）。表15は、確定申告者（年間4,500クロノール以上の所得があった人はすべて確定申告をしなければならない）すべての所得分布と各所得階層の平均税率を示したものである。スウェーデンでは、配偶者に所得がない場合に認められる配偶者控除は税額控除なので、税額控除のために低くなったと考えられる平均税率の大きさが最後の欄に記されている。それをみると、低所得階層と中所得階層ではあまり変わらないが、高所得階層になるとしだいに低くなっていくことがわかる。

以上、実際の資料から得られた結果を簡単にま

とめると、

- (1) 配偶者控除は所得控除であれ税額控除であれ、結婚生活者の平均税率をそれほど引き下げる働きをしない。若干、低所得の結婚生活者の平均税率を引き下げるだけである。
- (2) それに対して、2分2乗法や n 分 n 乗法、あるいは独身生活者と結婚生活者の間で税率を変える方法は、結婚生活者の平均税率をかなりの程度において引き下げる働きをする。そしてそれは特に高所得階層において顕著である。
- (3) 個人を単位として課税する方法は、配偶者控除がそれほど高くない場合には、配偶者に所得がある結婚生活者をかなり有利に扱う。

以上の結果は、前に理論的に考察した結果を実証的に補強しているように思われる。

参考文献

各表の下に記した資料のほか、

- (1) 肥後和夫『課税単位及び課税最低限に関する報告書』
- (2) 小松芳明『各国の租税制度（五訂版）』
- (3) C. N. Morris and N. A. Warren, "Taxation of the Family", *Fiscal Studies*, May 1981.
- (4) C. Greenhalgh, "The Taxation of Husband and Wife", *Fiscal Studies*, July 1981.
- (5) *European Taxation*, 1981/1

（いいの やすし・慶応義塾大学教授）

社会保障の負担・給付が 経済成長に及ぼす影響の分析

目 次

研究の概要

第1章 超長期モデルによる社会保障の推計

- I. はじめに
- II. 長期社会保障モデルの概要
- III. シミュレーション結果の検討
- IV. おわりに

第2章 高年齢層労働力率の将来推計

- I. 高年齢層労働力率の低下とその背景
- II. 高年齢層労働力率関数の計測
- III. 高年齢層労働力率の将来推計
- IV. 結 び

第3章 長期社会保障モデルの今後

- I. はじめに
- II. 個別関数等についての問題点と改善の方向
- III. モデル拡大のための案

第4章 2025年の年金負担

- I. 給付と負担総合

II. 子供の養育負担の調整

III. 被保険者数の推計

IV. 年金受給者数の推計

V. 女子任意加入者の計算

VI. 生残率の計算

研究会の構成員

主査：市 川 洋（筑波大学教授）

委員：林 英 機（豊橋技術科学大学助教授）

馬場啓之助（社会保障研究所参与）

岸 功（大正大学助教授）

三上芙美子（社会保障研究所研究員）

本研究は、昭和56年度において、社会保障研究所が、社会保障政策の国民経済に及ぼす影響を長期的な視点から検討するという研究課題を、外部の研究者の参画を得て研究した成果である。掲載論文の執筆分担は、第1章が岸、第2章が三上、第3章が林、第4章が市川である。

研究の概要

人口の高齢化と社会保障費の増大が国民経済にどのような影響を及ぼすかについての長期的な動向を探ることは、現在の社会保障政策を検討するうえに重要な手がかりを与えると考えられる。そのための参考資料を提供するために、われわれは昭和54年度および55年度の研究プロジェクトにおいて、長期社会保障モデルの開発およびシミュレーション分析を中心に、21世紀の社会保障と国民経済のあり得る姿についての試算を行った。そしてそれらの試算結果をふまえて、本研究においてわれわれは、前年度の長期社会保障モデルにさらに若干の工夫と改良を施して一応基本的には完成したモデルとして、今後はひとり歩きもできるという段階までたどり着いた、と考えている。

今回のモデルのおもな改良点は、社会保障関数において年金給付額の長期的な伸びを考慮したこと、人口の高齢化と社会保障が労働供給に与える影響を含めたこと

（とくに労働力率の一部内生化を図ったこと）、人口の高齢化が労働の生産性に与える影響を考慮したこと、である。そのうえで、年金受給開始年齢や給付率の変更が経済成長やその他の経済諸変数に与える効果について、2025年までシミュレーション分析を行った。

第1章では、今回の長期社会保障モデルの方程式体系とその推定結果、および社会保障政策に関する複数ケースのシミュレーション推計結果が提示され、検討される。第2章は、今回のモデルに含まれる高年齢層の労働力率の決定図式について論じ、男女別65歳以上労働力率の将来推計結果を報告する。第3章においては、第1章および第2章の研究結果が整理されたうえで、残された問題点と改善点が指摘され、今後の長期社会保障モデル拡大への原案が示される。最後に、第4章は、今後のモデルにおいて考察に入れるべき変数として、年金負担人員すなわち被保険者数および死亡率変更による修正年金受給者数を推計し、さらにこれらの推計に基づいて、2025年の給付に応じた年金負担はどうなるかという計算を試みる。